

熱海市道路清掃業務委託特記仕様書

1. 適用範囲 これは上記業務委託の路面清掃車両による道路清掃業務に適用する。
2. 業務箇所 熱海市が管理する別に指定する主要路線
3. 業務目的 本業務は、路面清掃及び、車道端に溜まった土砂塵埃等を清掃するもの。
4. 施工 請負業者は、作業現場の条件を考慮し一般交通及び公衆に迷惑を及ぼさないように安全かつ効率的に作業する
 - (1) 清掃作業にあたっては、関係法令を遵守して、十分に安全対策を講じて事故防止につとめること。
 - (2) 業務に従事する作業員は、清掃業務に熟練かつ堪能な者があたるものとする。
 - (3) 締め固まった土砂及び粗大塵埃等清掃の支障となるような道路上の障害物の除去は予め人力等によりおこなうこと。
 - (4) 清掃中、粉じんが上がらないように注意をすること。
5. 特記事項 (1) 清掃作業日については、監督員の指示に従うこと。また、施工区間については、そのつど監督員と協議して作業日報を提出するものとする。
 - (2) 月ごとに完了届を提出し月ごとの実績払いとする。
6. その他 特記仕様書に明記ない事項は、契約約款によるほか、協議するものとする。